

議案第 号

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第9条 <u>前3条</u>に定めるもののほか、保険給付に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行日前に出産した被保険者に係る改正前の富里市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第9条 <u>この章</u>に定めるもののほか、保険給付に関して必要な事項は、規則で定める。</p>